

元代表取締役鎌木秀彌外らに対する刑事告訴に関する声明

2020年3月27日

東京都千代田区麹町4丁目7番地

麹町パークサイドビル3階

リンク総合法律事務所

電話 03-3515-6681

FAX 03-3515-6682

<http://kefir-higaibengo.com/>

ケフィアグループ被害対策弁護士

団 長 弁護士 紀 藤 正 樹

副 団 長 弁護士 島 幸 明

事務局長 弁護士 荻 上 守 生

本日、当弁護士団は、ケフィアグループの元代表取締役である鎌木秀彌氏を筆頭とする幹部社員等合計7名に対し、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反の罪（組織的詐欺）により、警視庁に対し刑事告訴し、受理されました。

この度、告訴の対象者となった7名は、首謀者というべき鎌木秀彌氏を筆頭に、いずれもケフィアグループの中核企業である株式会社ケフィア事業振興会において重要な役職についていただけでなく、関連会社の役員を兼任するなど、ケフィアグループの違法行為の中心を担った人物らです。

当弁護士団は、これまでも繰り返し述べてきたとおり、ケフィアグループによる違法な資金集めが、被告訴人らの指揮命令のもと、グループ一体となって行われた組織的な違法行為であるとの前提に基づき、捜査機関との協議を通じて、現時点で捜査機関においてとりわけその犯意が強固なものとなったと取り扱っている5月以降の被害を対象として、組織的詐欺での告訴に致しました。

ケフィアグループ関係者に対する詐欺事件での立件に向けた捜査機関の尽力には敬意を表するとともに、今後の捜査に対してはさらにいっそう協力していく所存です。

もっとも、当弁護士団は、これまでの破産事件における破産管財人の調査内容などを踏まえると、ケフィアグループによる詐欺被害は、平成30年9月の破たん直前の被害の立件だけでは、組織的な資金集めの悪質性や、3万人もの被害者らに1000億円を超える多額の被害を与えたという事件の重大性を反映した嚴重な刑事責任の追及、事件の全容解明には十分とはいえず、近年の検察庁の詐欺事件立件に対する消極姿勢が影響しているの

はないかと懸念しております。捜査機関に対しては、大規模な支払い停止が生じた平成29年11月以前の被害についても、更に捜査を行い、組織的詐欺事件での立件を求める次第です。

報道機関におかれましては、本件は、極めて大規模な詐欺事件であり、新型コロナウイルスの問題によって埋もれさせてはいけない重大な社会的事件であることに鑑み、ケフィアグループの被害者を十分に救済するためにも、大きく報道していただくことを要望致します。

以上